

平成27年第4回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成27年12月10日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	高野光司君
企 画 財 政 課 長	清水一男君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	井原有一君
福 祉 課 長	石塚稔君
保健福祉センター所長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経 済 課 長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	岩戸友広君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書
書

記
記

宮 本 正 裕
飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成27年12月10日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者、2番新井滄吉議員。

〔2番新井滄吉君登壇〕

○2番（新井滄吉君） こんにちは。2番新井滄吉であります。

傍聴者の皆さん、ありがとうございます。きょうは寒い中、私も今現在で約1万7,000歩歩きました。けさは非常に寒かったですね。ところが「きょうは寒いですね」とお会いした人にお話をしたら、「まだまだだ、こんなのはまだ甘い」と、元気なおじいちゃんに会いました。利根町は大変元気なおじいちゃん、おばあちゃんが多いということで、今、誇りにしているところだと思います。私も先輩方が培ってきたこの利根町、健康利根町、シルバーリハビリ体操、あるいはフリフリグッパーの体操、ヨガとかウオーキングとか、そういう人の努力で長寿の利根町、あるいは健康老人の多い利根町ということで、大変ありがたいと思っております。そういういい伝統をつないでいきたいと、私は考えております。そういう地域をつくりたいということで、地方創生を中心に質問していきたいと思っております。

まず初めに、ちょうど1カ月前ですか、県南町村議会議員大会というものがありました。私も初めて行って、どういう性格の組織なのかよくわからなかったんですけども、講演者は明治大学の牛山教授が講演をされたんですけども、その講演のレジュメに、地方創生のことに対して、まず「コンサルタント丸投げ自治体ではバツ」と書いてあったんですね。私はそのとおりだと思ったんですけども、町長は来賓挨拶で述べましたけれども、そのときの町長はどのような、レジュメのコンサルタントに丸投げはバツということに対してどういうご感想を持ったのか、まず初めにお聞きしたいと思います。

これ以降は自席で行いたいと思います。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

去る11月10日に開催されました県南町村議会議員大会におきまして、議員ご指摘のとおり、明治大学政治経済学部教授の牛山久仁彦先生より「地方創生と自治体議会の役割」と題してご講演をいただき、私は県南町村会の会長として来賓の立場で出席をしたところでございます。

講演会のレジュメに「コンサルタント丸投げ自治体ではバツ」との表記があり、その感想ということでございますが、牛山教授は総合戦略の策定にかかわる議会の役割として、市町村の具体的な政策が重要であるということから、コンサルタント丸投げの自治体にならないように、行政の計画策定を議会がチェックすることが重要であると説明されておりました。

また、議会の基本的な機能として民意集約、政策形成、行政チェック等がありますが、地方創生ではその機能がますます重要になるというご説明でもありました。

そこで、地方版総合戦略の策定に当たっては、国の手引きにも示されておりますが、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、議会のチェック機能を果たす意味からも、町では策定の段階において全員協議会を開いていただき審議の場を設けまして、これまで取り組んできたところでございます。

「コンサルタント丸投げ自治体ではバツ」ということに関しましては、当町では地方版総合戦略の策定に当たっては、私を本部長とする利根町まち・ひと・しごと創生本部を設置し、全庁的に既存作業、また新規事業の洗い出しを行い骨子案をまとめまして、公募による住民代表を含めた有識者20名により組織される、利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会をこれまで4回開催し、現在、案の段階まで進んでおります。

また、議会に対しても全員協議会をこれまで2回開いていただいて、ご意見を伺いながら、現在進めております。

その過程で、コンサルタントにおいてはアンケート調査のまとめ、会議資料の作成や本

部会議、推進協議会、議会説明時の運営を行っていただいております。

このように、町といたしましては地方版総合戦略の策定に関しては、行政が主体で戦略案を策定し、本部会議、推進協議会、議会において意見を賜りながら、策定に向けて取り組んでいるところでございます。

コンサルタントは、全国で総合振興計画の策定業務や今回の地方版総合戦略業務を請け負っている業者でありますので、参考意見等を取り入れながら進めてはおりますが、コンサルタントに丸投げして地方版総合戦略を策定しているとは考えておりません。

今後におきましても、地方版総合戦略の策定後も、毎年度効果検証の段階においても推進協議会や議会で審議していただき、必要に応じ見直しながら推進していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 2番新井議員。

○2番（新井滄吉君） それで、牛山教授が講演の中で紹介した本があるんですけども、この本なんですけれども、この本の24ページから27ページの記載内容を今から読みます。それのご感想を町長にお伺いします。

「地方創生の正体」ということで山下祐介・金井利之、2人の対談と執筆になる本です。24ページに、「できるだけ逃げる」という小テーマみたいな書き方で、しかし地方創生は単なる旧来型のばらまきではなさそうです。ただお金をばらまくだけだったら自治体や住民としては、内心で無駄だと思っても、表面的にはありがたく頂戴しておけばいいのです。しかし、今回の場合は違いそうです。特に2015年の後半からは、地方版人口ビジョンと総合戦略では、総合戦略に基づく事実に対して交付金が配られます。KPIとよく言われる、キーパフォーマンスインディケーター、重要業績評価指標、こういう数値目標を設定させて、達成できなかった自治体を後で批判することになるでしょうというようなことを書いています。だから今までの補助金よりもたちが悪くて、ただばらまくだけの国の為政者をやさしいと思ったら大間違いだ。今回、国が殊さらにこの交付金はばらまきではないよと称している、それはなぜだということ、あらかじめKPIを設定させ、人口減少などを理由に後になって特定の自治体を悪く評価する、人口減少社会の日本の中で自治体間の人口の取り合い、つまり共食いですが、国の為政者は高みの見物だと言っています。こうした懸念が杞憂に終わることを祈っている。国の施策にまんまと引っ掛かり、共食い競争に勝ち抜くと称して、ほかの自治体、地域社会を食って生き残ろうとするのが正しいのか、それともそのような出口のない争いから一刻も早く逃げ去るのが正しいのか、私個人としては、地方創生からはできるだけ早く遠くまで逃げたほうがいいと思う。でも国の為政者は逃がしてくれないでしょう。また、自治体の人々も、まさか国がそんなことをするはずがないと信じようとして逃げようとしなくていいでしょう。そこが怖いのです。

今回の交付金がただのばらまきなのであれば喜んでもらえばいい。例えばさきに触れたプレミアム付商品券がそうです。利根町も実施したプレミアム付商品券、大抵の自治体関

係者の方は、あんなものは無駄だと言いますけれども、もらえるものはもらっておけばいい、商品券で買い物をすれば、その分、消費需要は発生するから、今のところ実害はないでしょう。仮に今までの消費総額と変わらずに、それまで現金で買っていたものが、単にプレミアム付商品券での買い物に置きかわったとしても、消費は減らないのです。しかし、プレミアム付商品券に頼っていても人口減少が防げるわけでも、地域経済が活性化するわけでもない。プレミアム付商品券で人口ビジョンや総合戦略の目標は実現しません。だから危うい数値目標、K P Iを掲げるのではなく、一刻も早く思考停止に陥らないように、心と頭だけはてんでんこ、各自で逃げるに限るのです。

もっとも、先頭を切って逃げればたちまち国の為政者に見つかって、あるいは国の為政者の覚えをめでたくしようとするような人によって国にご注進をされて、やり込められるのが落ちです。そうではなく黙って地方創生を真面目にやっているふりをして、国の地方創生という企てからは逃げるのです。そして本当の地方創生は、国とは無関係に自分たちで自主・自律して考えるということです、というようなことを書いています。

そして、さらに幸せは国から歩いてこない。今までは意識ある自治体は自分の頭で考えてきた。そういうところは地域ももちろん、プランや総合戦略をたった1年でつくれるとは思っていないと書いています。国に褒められたいと思っていない。でもあえて国政為政者に逆らうと批判されるから黙っているものです。自分たちで考えていることを気安く国の為政者にしゃべってはだめです。政治家や官僚の視察も適当にあしらうしかない。

同じように、学者やマスコミの調査や取材に対しても、本当の姿など見せてはいけませんし、本音をしゃべってもいけません。私としては、国とは適当につき合うのが一番いいと思っています。政権は2014年12月の総選挙と2015年4月の統一地方選挙さえ乗り越えられればよかったので、地方創生は選挙対策として、いわばご用済みです。あとは国がK P Iつきの交付金をばらまき、自治体を困らせます。自分たちの無策を棚に上げ、お前たち、自治体のアイデアはできが悪い、頑張っただけ成功したところしか応援しないなどと言うのです。そういう人たちにはかかわらないのが一番ですが、それを態度に出すと叱責されるから、かかわっているふりをするしかありません。表向きには、我が町ではこんなことを考えていますと言うけれども、後ろを向いて舌をぺろっと出す、これが一番いいのではないのでしょうかというようなことを書いています。

これは地方創生の正体ということで、国が今までいろいろやってきたけど、できなかった。苦肉の策として、ばらまく金がなくなってきたから、地方創生ということで地方にぶん投げた。人口減少とか活性化を地方に任せた、ある面は正しいんだけど、ある面はとんでもない内容だということを、この本とか、あるいは別の本で、この2人は書いています。

これから少ない原資を、利根町に来たら子育て、住宅は幾らにするとか、安く提供するとか、お金を子育て支援でやるとか、引き込み競争をほかの自治体とやらせる。それは根本的な解決策にはならないということを言っているんですね。私もそう思っているんです

けれども、そうだと、ところが私もその作戦にまんまと、この本を読むまでははまっていた。利根町をいろいろ考えて、よそから利根町に来るように考えなければいかんと、正直私も思っていたんです。ところがこれを見ていろいろ冷静に考えたら、今のペースで行ってそれで解決するのかなと、ちょっと疑問に思ったんです。

私の考えは後から述べますけれども、まず、こういう考え方に対して遠山町長はどのような感想をお持ちか伺います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

教授が紹介した書籍「地方創生の正体—なぜ地域政策は失敗するのか」の記載内容をどう捉えるのかというご質問でございますが、地方創生に限らず、ものの捉え方、考え方は人それぞれであると思っております。

地方創生に関して、国の施策として地方自治体にとってよいのか、悪いのか、これはある程度政策が進んだ中で結論が出てくるものと思っております。ここに記載された内容につきましては、現段階ではこういう考え方もあるのだなという認識でございます。

ただ、この地方創生のための地方版総合戦略は、少子高齢化や若者の町外流出問題を抱える利根町にとって、これらを抑制する施策を打ち出すための絶好の機会であると私は感じております。

子育て環境県下一を目指す利根町にとりまして、出産・子育て・教育・健康など、特に若い世代の移住・定住施策に重点を置き、「利根町で子育てができてよかった」「利根町に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思ってもらえるような実効性のある総合戦略を策定することにより、将来人口が安定し自律した魅力的な町が継続できるのではないかと考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 一部私も同じなんですけれども、やはり違うところもあります。

それは、今のまま行ったら、町民には危機意識はないと考えています。町長はその辺はどう捉えていますか。町民に、利根町が危機であると、このまま行ったら消滅すると、議会やコンサルタントの会社に任せておけばいいというような、私はまだ町民は残念ながらそういう感じにあると思うのです。

それは、つい最近行われたB級グルメ、応募は利根町からはゼロ、他市町村からは来るけれども、利根町からは出品ゼロ、これは危機意識がない証拠だと私は考えています。その辺は町長はどう考えていますか、伺います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

町民もいろいろな考えの方がいらっしゃると思います。この地方創生について、興味を持っている町民もいらっしゃいますし、新井議員がおっしゃるように、消滅都市というも

のに何ら関心を持っていない町民もいらっしやる。人それぞれだと感じております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 人それぞれ、確かにそうです。でも行政は、あるいは議会は、それを放置しておいていいわけありません。今の状態だと人それぞれ、それは評論家の態度だと思うのです。もう少し町民自身が危機意識を持って、一人一人が利根町をどうしていくかということ、コンサルタント会社に答申を任せるような形でなくて、もうちょっと利根町民一人一人が、本当に眠っている資源はないか、遊んでいる人間はいないか、活性化する人間はいないか、どうしたらいいか、そのところを私は大討論を起こすべきだと思います。

このままで行ったら、今までと同じように何年計画、何年計画、それはお上がつくったことで、我々町民は関係ないと見ているような結果を招くのではないかという危機感を持っています。そういう危機感は、町長にはないですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） そういう危機感というのは、正直言ってございません。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ない人はしょうがないですね。だからだと思うのです、今のようないい呑気に構えているような感じがしているのは、正直、利根町からB級グルメがゼロということは、やはり危機感がない。何とかしなきゃいかんと、我々議会も、行政も、真剣に考えなきゃいかんと私は思います。その辺の危機感がないところが、今日まで来ている。

町長は、コンサル任せではないとお話をしてはいますがけれども、我々にも聞いたと言うけれども、いきなり聞いて本当に途中経過で、議会も反省しなきゃいけないことはあります。正直、地方創生特別委員会をつくったけれども、まだ開催ゼロ、これは私も責任を感じています。私はただの一員ですがけれども、確かに責任を感じています。

そういう意味では、このまま行ったら、またコンサル会社が引き上げたら、それでおしまい、そういう危機感を私は持っています。

危機感がない人に危機感を持つと言っても、そんなの押し売りになりますから、これはなかなか難しいものがあるので、この辺は、私は町の活性化は一人一人が、うちのところの土地あるいは家や施設、いろいろな施設が余っている、あるいは遊んでいる施設がある、それをどう活用するか、あるいはこの利根庁舎もそうですね、空いている部屋はないか、活性化してうまく利用できないか、遊んでいる施設がないか、部屋がないか、それを使いこなす、それでこういうこともできる、ああいうこともできる、そういうスペースがあればこういうことをやりたい、みんな町民は一人一人の思いがあるはずで、そこを掘り起こさなければ、今回の活性化というか、地方創生のあれは利根町は成功しないと思います。

これからでも遅くないから、そういうことで一人一人町民の自覚を促して、私はこれが

いい、俺はこれがいい、俺はこれをやる、私はこれをやる、そういうのを集約して、本当にそれを組織化していく覚悟があるか、私はそれを懸命にやらないと、本当に何十年後かには情けない利根町になりかねないと思います。そういう意味で、まだ終わったわけではないので、町長ももう少し危機感を持ってほしいと私は思います。

次にいきます。人の活性化ということで、男女共同参画社会を日本もあるいは世界も、国連も目指しているわけですが、それでも、「202030」、これは何ぞやと聞かれる。余り聞かない言葉、「203050」、何だこれは、わからないやというのが正直だと思います。

2020年までに30%女性を意思決定機関に登用すると、あるいは職場で言えば課長とか、そういう役職に活用する、その目標値が2020年には30%だと、2030年には50%を目指す。半分、フィフティー・フィフティー、男女がほとんど1対1の比率ですか、ですからこういう用語を使って「202030」「203050」、この実現を目指して一応国連でも決まっているわけです。男女共同参画社会をつくらせと、こういう社会をつくらない限り、今の人口減少もとまらないと考えます。

これは男女共同参画委員会の中でも、ちょっと数は忘れましたが、何十と利根町には委員会があるんですね。その委員会の中でも私はお願いしたんですけども、どうやら私は、何かこれは実態を見ていないからあれですけども、例えばどこかの組織に、具体的には農協だとか何とかと、そうすると同じ人が出てきているんじゃないかという危惧をしているんです。そういう意味で、委員会名と、誰が任用されているのか、その氏名、住所は要らないです、氏名だけは教えてほしいと思います。

その辺、どうですか。開示する意思はあるかどうかをお聞きいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 利根町における各委員会等の男女比ということでございますけれども、町では男女共同参画推進プラン及び行政改革行動計画において、審議会等女性委員の積極的登用を掲げて取り組んでおります。

そこで、平成27年4月1日を基準日とする町における審議会等附属機関委員の男女比の状況は、46ある活動中の審議会等附属機関のうち、男性委員数は359名、割合にしますと73%、女性委員数は133名、割合にしますと27%となっております。

また、意思決定機関、審議会等の人選が偏っていないか危惧しています。委員会名、氏名を公開してくださいということでございますが、審議会や委員会等の委員として登用している委員総数は492名となります。委員会名と氏名をホームページ等により公開すればいいのだと思いますが、各委員の任期がまちまちであることや、中途退任など、何らかの要因で変更もあることから、常時全体を把握し更新管理を続けることは難しい状況であります。

こうしたことで、委員会名や氏名をホームページ等で公開することはできませんが、議員のご質問の趣旨からしますと、男女の人選の偏りを心配されているようですので、これ

らの点を調査いただく際には、それぞれの所管課の委員会名や男女の内訳人数を照会していただければ、男女の構成内容が把握できますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 私の質問は、男女比もそうですけれども、同じ組織から同じ人が出てきていないか、重複していないか、それを危惧しているんです。

私は安倍首相の「一億総活躍」というフレーズは賛成です。内容はともかくフレーズは、電通とかいろいろなお金をかけていいフレーズを選んでいるからだけでも、そういう意味ではなかなかうまいフレーズだと思います。

利根町としては、どこかの組織に頼んだら同じ人に偏っていないか、同じ人が何々委員とか出てきていないか、そこを危惧しているんです。私はそれも知りたいんです。そのところ、同じ人が三つも四つも五つもやったら名前だけ、名誉会員みたいな、名誉委員みたいな形になってしまう。それよりは、同じ組織でも、あんたはこうだから違うメンバーを出せと、そういうふうにしていくべきではないかという考えで、それで質問をしているんです。その辺をよろしくお願いいたします。

ホームページで云々ということは一番ベストですけれども、それが無理なら文書でも、それで何ですか、各課に行けば教えてくれる、まあ、答弁が親切ですね、本当に。各課は多分相当に、ほとんどのところに行って、それをやっているだけで普通の人間は、私だってそんなに時間は多分ないと思います。でもそれをやれというなら、私はこれからやります。迷惑でしょうけれども、だけど、それくらいは行政がやるべきではないかと私は考えます。

こう言っても、各課に行って尋ねてくださいというお答えをしますか。町長にお願いします。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 今、町長が答弁したとおりでございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） じゃあ、何階、幾つにわたっていますか、それも私は知りません。町民はなお知らないと思います。そういう行政の態度だから、「やる気がない」「税金の無駄遣い」と言われるんです。

本当に町民は、私はきょう町を回ってあるビラを配っていたんです。そしたら、町の行政に言うわけじゃないんですけれども、本当に怒りの言葉がありましたね。私も共感しましたよ。朝、2人の女性が、意外な初めて会う女性があることで本当に怒っていた。利根町のその状況を話したら、多分怒るでしょうね、さらに。それで「やる気あんのか」と言われると思います。「何だと、そんな、そんなことも一人一人聞いて歩け、それが町の姿勢か」ということ、それが正しい対応か、すぐやる課というのは松戸にあったけれども、利根町はたらい回しで対応するのが行政の態度だと、ということと言われてもいいのです。

か。再度聞きます。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 利根町十数課なので、議員活動の中でやっていただければありがたいなと思っております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ここまで言っても、十数課だから、小さな町だから全課にわたり歩いて聞きなさいと、これが議会に対する答弁、よくわかりました。

「それが利根町町長の態度、ふざけるな」と、私は本当に、ふざけた態度、私は怒りました、本当に。それが町長の態度か、えっ、私は抑えるけど、ふざけるなと言いたいよ。それが町長の態度か、本質か、幾つか、どこへ行ったらいいか、何があったか、それも示さないで聞いて歩きなさいと、それが遠山町長の態度か、それでいいと思ってんのか、いいと思ってんのか聞きたい、これ以上やめるから、再度これ正しい態度なのか、そんなのが、聞きたい。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 委員のメンバーは出さないとは言っておりませんので、各課、担当課に行ってそれを確認していただきたいと言っている。それは議員活動の中でやっていただければありがたいということです。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） わかりました。それが遠山務町長の本心、ねっ、私はちょっと質問予告はしていないんですけれども、今、利根町に視察団がかなり来ているというお話を、先日の「よしきり」朗読会のときに挨拶をされていました。よその市町村から視察に来る団体は、何を目的に来ていますか。ちょっと質問外ですけれども、これは別に質問外でも答えられる内容ですから、ちょっと教えてください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 一番今まで多いのは空き家・空き地バンク事業、それと同じぐらいで子育て支援事業、それと健康増進事業、シルバーリハビリ体操、フリフリグッパー等々ですね、それと少ないのではありますけれども、廃校跡地の利活用、この間ご挨拶したように、北は宮城県の石巻市から、南は熊本の御船町、長崎の町のほうからも来ていただいているということでございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。私は健康増進は正直よくわかるんですよ。というのは、去年ですか、文藝春秋にも中央公論にも載って全国的に有名になった。私もあれを見て正直びっくりしたんです。だから、これで視察に来るのはよくわかるんですけど、空き家バンクとか子育て支援、それから、廃校跡地利用、これは利根町に来た人は何で知ったのか、その辺をちょっとお聞きします。

それは急な質問なので、町長の記憶にあるあれで結構です、ざっくりの答弁で結構です。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 私の思うところによると、インターネットだと思います。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） インターネット、確かにそうだと思います。

インターネットで、町民が意外とインターネットを使う人は使っているけれども、使えていない人は使えていない、初期のパソコン教室とか、あるいは今の若い人はほとんどできると思うけど使えない人、あるいは使うことを覚えられなかった人は、結構利根町にいるんじゃないかと私は感じています。その辺を地方創生でもこれからちゃんとフォローしていく必要がある。

B級グルメ、私は正直ネットの中で気がついたんですね。だから、紙媒体でポスターとか、私は見なかったですよ。それが原因ではないのかなと勝手に思っているんですけども、それはいいとして、その辺を考えておく必要があるんじゃないか。B級グルメ、利根町から応募ゼロということは、これはどうしてなんだということを反省をしていく必要があるんじゃないかと思います。

5番目に行きます。9月議会で地方活性化の本を図書館に整備してほしいということと同時に、コピーが高過ぎる、安いところで今5円という時代になっています。それが今どき20円、これはこの前のあれでは検討していただけるという話だったんですけども、その後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 図書館でのコピー料金及びまちづくりの関係図書購入についてのご質問だと思うのですが、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

図書館におけるコピーサービスにつきましては、平成27年9月議会の第3回利根町議会定例会でもご質問がありましたが、このときの答弁は、「受益者負担の原則により実費分の負担をお願いしております。受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保することは極めて重要であります。また、町監査委員の意見書の中で、受益者負担適正化の提言がありましたので、こうした状況を踏まえ、今後、検討していきたいと考えております。」というものであります。

この図書館でのコピー料金の算定に当たりましては、①コピー料金の原価、②他市町村の状況、③監査委員の意見書、④受益者負担の原則、⑤図書館の特殊性、⑥町全体での問題等につきまして総合的に判断することが重要であります。

図書館でのコピー料金の原価につきましては、1枚当たり31円となっております。

県内市町村での図書館コピー料金は、10円が38市町村、20円が5市町村、30円が1市町

村であります。

監査委員の意見書とは、地方自治法第233条第2項に基づく監査でありまして、平成27年8月に実施した監査の中で「受益者負担においても、必要に応じ施設の使用料や各種手数料の見直しなどを実施し、さらなる受益者負担の適正化とともに、収入の確保に向けた取り組みを強くお願いしたい」との提言がありました。

受益者負担とは、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるものです。図書館の特殊性と言いますのは、図書館の使命に住民の調査研究支援というものがあまして、これを尊重すべきだという意見もあります。町全体の問題とは、町施設でのコピー料金は1枚20円で統一されておりますので、社会教育施設側の判断ではなく、町全体の問題として考慮すべき問題であるという指摘でございます。

これらのことを総合的に判断しまして、図書館でのコピー料金につきましては、町監査委員の提言を重く受けとめまして、現行どおりとしたいと考えております。

また、図書館でのまちづくり関係図書の購入につきましては、図書館の役割の一つとしまして住民の学習を支援するというでもありますので、まちづくり関係図書の充実を図っていく予定であります。現在、まちづくり関係の図書は38冊を有してございまして、延べ180回の貸し出しを行っております。今後、必要に応じて参考資料を購入し、まちづくりへの支援をしたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 何かざっくり言えば、監査委員の意見で現行どおり進めているという意見に聞こえるんですけども、それはそうとっていいですか。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

今、最初の答弁で六つの問題があるという指摘をしましたがけれども、この中で確かに図書館における調査研究支援ということもわかるんですけども、一応町の監査委員の指摘を重く受けとめまして、現行どおりにしたいと考えております。

図書館におきましては、ご承知のとおり、平成8年の10月4日に開館をしております。その当時、図書館利用者の要望もありましたので、コピー作業をしてほしいということがありまして、平成9年4月1日から専用のコピー機を導入しまして、1枚20円でコピーサービスを開始したところであります。その当時は各施設においてコピー料金を決定することでありまして、図書館以外の施設におきましては当時1枚40円を徴収しておりました。しかし、図書館を利用した町民の方から、同じ町の施設なのに役場と図書館でコピー料金が違うのはおかしいという指摘がございまして、町では平成12年3月に規則を策定しまして、町と教育委員会、町施設全体での料金を1枚20円と統一したことがあります。こういった経緯がありますので、コピー料金につきましては、図書館で幾らでなくて、町全体で考えるべき問題と捉えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 例えば私は去年、名張市ぶどう酒毒殺事件だったかな、有名な名張市に行って、先進的などころなのでのぞきに行ったんですけれども、そこを挙げるまでもなく、取手市に行っても、あるいは近隣の市町村に行っても、いろいろな資料があると、そこにコピー機が置いてあってすぐとれるんですね。利根町は庁舎に入って資料は左にあるけれども、どこでコピーするかというと、ない。サービス精神が本当にないと、私は感じているところです。

例えば取手市に行くと、資料があってコピー機が自由に使える、もちろん10円のコピー機です。そういうサービス精神が本当にない。受益者負担とか何とか言って、使う人、使わない人の、使う人はそれだけ負担しろみたいな、何かおかしい議論をして、エッて、普通の人が見たら、ばっかじゃないのと正直思う、常識外れじゃないのと。コピーは今A4だったら5円ぐらいのところがあるのに、何で20円取るの。場所もない、コピー機も置いていない、このサービス精神のなさは何だと、私は常日ごろ感じているんですよ。まともな人間が運営しているのかというふうに、正直感じているんですよ。申しわけないけど。

その辺で時間がなくなっても、ここだけやっているとあれなので、これからも追及していきたいと思います。

時間がちょっと、あと9分、すみません、同じサービス精神の問題で6番の葬祭の問題で、利根町は龍ヶ崎市と合併は破綻しました。誰が破綻させた、私はそれは今は問いません。でも火葬室とか、この値段表を見ても、私たちは市民じゃないからこれだけの火葬室を使うのでも、市民だと4,000円だけど我々が使うと4万円、葬祭室が2時間使っても市民なら1万800円ですけど我々利根町民は6万4,800円、待合室でも2時間、市民は5,400円だけど利根町民は2万1,600円、お通夜をやりたいとしても、市民は7万2,000円、何と利根町民が使うと16万4,000円、大変ですよ。

高齢者、なかなか長生きしてきて年金もだんだん底をついてきて、今までのようなお金が潤沢な葬儀はできなくなってきている人もいます。お金を持っている人もいますけど、この辺でこれからますます高齢化社会で亡くなる人が多くなっていくということで、この辺を町としても対処しなきゃいけないんじゃないかと私は考えているんですけれども、町はどのように考えているか。

塵芥組合と同じように、利根町としても人口負担で半分費用を分担して龍ヶ崎市民と同じような金額にするか、あるいはこの際、利根町にも小さいけれども火葬場を設けるか、それが無理なら、現在公営施設が幾つかある、そういうところでお通夜のできるような体制に変えていくと、幾つか案があると思うんですけれども、この辺のこれらに対するご意見を、行政の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

利根町にも小さな斎場をつくる、龍ヶ崎市営斎場の料金を市民同様の金額に持っていき、それが無理であるならば、質問書にあるように利根町公営施設で葬祭ができるよう条例を改定するかというご質問でございますね。

町内に斎場をつくろうとした場合、特殊な施設ということもあり、建設には近隣住民の理解を得るのが大変難しいと考えております。

また、龍ヶ崎市と交渉して塵芥処理組合等と同様に人口案分で費用負担し、市民同様の金額にということでございますけれども、龍ヶ崎地方塵芥処理組合などの一部事務組合は、地方自治法の規定に基づき市町村の事務の一部を共同処理するため、その規約により設置運営されているものであり、これを組織する構成団体の経費の支弁の方法についても規約により定められております。しかし、龍ヶ崎市営斎場は、龍ヶ崎市が市民の利用を目的として独自に設置運営している施設であり、その施設を利根町民が利用させていただいているという状況でございます。

これは、先ほどの一部事務組合とは設置、運営方法が全く異なり、費用負担においても、本来は龍ヶ崎市民を対象とした料金設定であることから、人口案分や龍ヶ崎市民と同様の利用料金としていただくような協議を行うことは困難、これは利根町民が利用しているほかの公営斎場についても同様であると考えております。

また、社会教育施設に関しましては、教育長より答弁させます。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 社会教育施設であります。公民館等につきましては、家庭や学校の外で児童から青年、成人、高齢者に至るまで全ての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味に講じたり、楽しむ機会を提供させることができる生涯学習の施設と考えております。こうした状況を踏まえて、現在、社会教育施設で斎場としての利用許可は出しておりません。

今後、社会教育施設における斎場としての利用であります。地域住民や施設利用者等への配慮が必要でありまして、無理な状況であります。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 非常に官僚答弁ですね。なっていない、やる気がない、本当に、笑っているけど、これから負担しろと言うのね、負担しろ、高いのを。考慮して安い葬儀ができるように協力するという姿勢は、あるんか、ないんか聞きたい。誰でもいい、答えは。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 龍ヶ崎市営斎場については、高砂地区にあるんですけれども、そこに毎年お願いして使用許可をいただいているという状況でございますし、いかに小さな火葬場といえども、小さい火葬場だからといって投資経費が小さくなるわけではございませんので、そういう点で費用対効果も考えて、今の利根町の財政状況、またいろいろな状況を考えるならば龍ヶ崎市また印西市の斎場、等々を使わせていただくほかにないかなと

考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 私は、すぐ斎場ができると思っていません。施設が眠っている、あるいは夜あいている、あるいは全部埋まっているわけじゃない、そういう自治会館は葬祭がほとんどできると思います。だけど難点は駐車場がないんですね。それで、その辺の活用を考えてほしいというのが私の意見です。

施設が使われていない、あるいはそういうのを活用すれば、町の収入にもプラスになるし、ひいてはいろいろな料理店、生け花店、いろいろな波及効果が出て、利根町に少しは、ささやかな金額だけ落ちる、そういうことを考慮してやるべきではないか、検討してほしいというお願いを、木で鼻をくくったような、現状はそうだからやりません、それだけ、本当に、サービス精神ゼロだね、本当に、やる気あんのかと、そういうの。

町民は高い負担は……申しわけない、あとは各課を回ります。終わります。すみません、時間がなくなりました。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者、10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。5番通告、若泉でございます。

私は利根町町民に対して身近な問題について質問させていただきます。

まず1点目は町道の整備について。もう1点は、特に利根中学校生徒の自転車の保険について質問させていただきます。

それでは、1点目、町道の整備について。

布川上柳宿（永田モータース）の丁字路から下柳宿を通り、利根川の堤防までの町道214号線の道路を整備する考えはありますか、これについて質問します。

後は自席でやります。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

布川上柳宿の丁字路から下柳宿を通り、利根川の堤防までの町道214号線の道路を整備する考えはとのご質問でございますが、町道214号線は、さきの地震の際に亀裂が発生し

た箇所につきましては、国の災害復旧事業の補助により整備が終了しているところがございます。しかしながら、地震で影響のなかった箇所につきましては、現在のところ未整備となっております。

道路改修は多額の予算措置が必要となりますことから、国の道路対策拡充による補助事業等の対象となり、財源が確保できれば、今後、計画的に改修工事を実施していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 10番若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今回、質問しています町道214号線、これに対しては利根町だけの町道ではなく、皆さんもよくご存じだと思いますが、まずは町外のほうから来る車が大変多うございます。そして上柳宿、下柳宿を通りまして河内町方面、または潮来市方面、そちらのほうへ通過する道路になっています。ですから、私、1日どのぐらいの台数が通っているのか、これはわかりませんが、都市建設課長、わかるようでしたら、1日どのぐらいの通行量があるのか後で答弁をお願いしたいと思います。

そういうことで、ただの町道ではないということで、私、今回質問しております。

それに、栄橋をおりてから上柳宿、要するに永田モータースのところまでは完全に10年以上前に整備されております。その後になりますと、皆さんもよくご存じだと思いますが、未整備でございます。よそから来る車は結構スピードを出して走っております。危険もあります。そういうことで、私、今回あの町道を何とか整備してもらいたいということで質問しているわけですが、今の町長の答弁ですと、国のほうからの予算というものもつかないとなかなかできない、それは私もわかります。逆に聞きますけれども、町としては国からの予算がつく、つかないじゃなく、どのような構想を持って、いつごろまで、1日でも早くやるのはこれは町としての当然なことなんです、その辺の考えをまずお聞きしておきたいと思います。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それではお答えを申し上げます。

初めに、通行量が何台ぐらいなのかということでございますが、現在、直近では交通量の調査を実施しておりませんので、データ的には今、手持ちにございません。

それと、ご指摘の箇所につきましては、延長が約350メートルございます。現在の状況は、道路面より側溝が低くなっておりまして、側溝にすりつけをしている分、道路の有効幅員が若干狭くなっているという状況でございます。

先ほども、いつやるのかということでございますが、現在、国のいろいろな補助事業が、条件がきつくなりまして縮小されている状況でございます。その中におきまして、採択となっている社会資本整備事業につきましては、現在のところついておりますが、今後はそれにつきましても縮小されるという状況でございます。ですので、今後いつというはっきりした今計画はございませんが、先ほど町長も答弁しましたとおり、国の補助事業の該当

になれば、計画的に実施してまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは、さらにお聞きしたいと思いますが、今質問しています町道は、確かに私申しましたように、利根町だけの町道ではないと言っていましたね。しかしながら、下柳宿の住民の方々は何とか早くしてもらいたいと思っているのが、それが実情だと思っております。

そこで、下柳宿の区長あたりからの要望とか、そういうものはあるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それではお答えを申し上げます。

下柳宿の区長からの要望は、今年度の初めに要望が来ております。これはことしの2月ごろに要望が来ておまして、この地区に対してのいろいろな、先ほども申しましたけれども、補助対象になるかどうか、この辺をいろいろな事業にすり合わせて今検討しているところございまして、それが該当になるところがあれば、今後実施してまいりたいということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 実はことしの4月、我々の選挙がありまして、当然私も下柳宿もご挨拶に行つてまいりました。そのときに結構下柳宿の住民の皆さんから、「若泉、何とかあそこしてくれよ」と大分言われておりました。それは以前からも私は言われておりましたけれども、今回特に言われておりましたので、きょうこういうふうに質問をしているわけでございますが、国のほうの補助金がつかなければできないということなんです、過去今までに国のほうに対して、どうしてもこの町道はやりたいよということで何度かやっているんでしょうけれども、その度合いというのはどうなんですか、やはり先ほど新井議員が言ったように、真剣にやっているのか、やっていないのか、そういう言葉が出ていましたけれども、要するに何とか行政とすれば一日も早くしてあげたいという気持ちがあつて何度も何度もやっているのか、それとも年に一度ぐらい国のほうにお願いしているのか、その辺はどうなんですかちょっとお伺いします。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それではお答えをいたします。

国に対しての要望というものは、毎年やっております。ただ、どうしても優先順位がございまして、通学路になっているとか、緊急的に先行しなきゃいけない事由があつた場合には、そちらがどうしても先行しますので、あと、現在採択になっている路線につきまして、どうしても優先順位が高いということになりますので、なかなか新規のところは採択にならないというのが現状でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 大体工事は終わったと思いますが、ことし特に羽根野台団地、それと押戸は終わりましたね、それで今、大房があともう少しで終わるとい感じなんです、そちらのほうは私も現場に行きまして、この前、総務産業経済常任委員会のほうでも視察をしてまいりました。よくわかっていますが、大変すばらしい道路ができ上がります。押戸は既にでき上がっています。大房も3日ほど前ですか、最終的な舗装工事も終わります、大体終わったと思います。

それでお伺いするんですが、優先順位でやるということはよくわかります。今年度は3月までですから、恐らくどこをやるという工事は私も伺っておりませんが、もし本年度まだやる箇所がありましたら、それをお知らせしていただきたいのと、この次は、道路の改修工事とか、どちらのほうをやる予定でいるのか伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） 今年度につきましては、今、若泉議員がおっしゃったとおり、羽根野、押戸、大房地区、これにつきましては工事が全て終了しております。

それで、今後どこをやるのかと言いますと、今現在残っているのが112号、これをこれから年度末に向けて施工していきますが、今回も補正させていただいたとおり、ちょっと要件がございまして繰り越しをお願いしているところでございます。

それと来年からの箇所につきましては、今、来年度予算を作成中でございまして、この中において順次打ち合わせをしているところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 来年度のやる予定は、今のところまだ決まっていなようございしますが、来年度中に今現在私質問している下柳宿の町道214号線、それは入っているのか、いないのかちょっとお伺いしておきます。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） この路線につきましては、入ってございません。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 布川地区内の町道を見回しても、私が見ている感じでは大体は終わっていると思うのです。中宿通りも終わっていますし、馬場も終わっていますし、内宿のほうも終わっていますし、東のほうも終わっていると思うのです。ですから残っているのは、今私が質問している214号線の町道だけなのかなと思います。

それで、先ほども冒頭に言いましたけれども、あの道路は本当に他市町村から来る車が、私を見た感じでは7割以上はよそから来る車だと思のです。地元の車が生活道路として通っているよりも、7割方が橋を渡って佐原市とか潮来市とか、あっちへ行く方面、また取手市のほうから来る車もそっちへ行く車が多いと思のです。ですから、そういうところもよく行政も考えて、通行量の多い、町道と言いながらも県道並みに車が通行しているんですから、そういうところはもう少し重点的に考えて整備しなきゃいけないのかなと思

うのですが、このことに関して町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 私も下柳宿の方の何人かから言われております。丁字路まできれいになりましたので、この先もやってくれないかということも言われておりますけれども、先ほども申しあげましたとおり、多額の予算がかかるということで、国の補助金等がつかましたら検討してみたいと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町長も町民から言われているということで、町長の頭の中では一日も早くやってあげたい、そういう気持ちはあると思います。それで、今度は町長の答弁ですけれども、多額の金額がかかるからどうしても今のところはできないんだよと、国のお世話にならないとできないんだということですが、私、今回、この質問に対してちょっと躊躇したんですよ。ということは、私、住民にも結構言われていますから心を決めて質問をしているわけですが、地元は今井議員がいるのに、なぜこれをやるんだと、本当に躊躇したんです。今井議員もそれは当然やっていると思います。ただ、結局、今井議員は公の場所でやっていないし、私は今回はっきり言って地元の人に随分言われたんですよ。若泉しっかりしろよ、危なくてしょうがない、って。確かにあの道路というのは、道路がありましてU字溝になるとこのぐらいの差があるんですよ。ですから、道路幅が狭くなっちゃっているんです。あのU字溝をきちんと整備すれば、U字溝の幅がどのくらいあるのかわかりませんが、30センチメートル以上あると思うのです。鬼澤都市建設課長は知っているでしょう。これ両方合わせたら1メートル近く広がるんですよ。そうすると、その整備した後、電柱ももう少し脇に寄るときちんとした立派な道路になるんですよ。

お金がどうのこうの、確かにそれはそうです。ただ私言っていますように、布川地区で細かい整備は別ですよ、大きな整備で残っているのはあの道路しかないのかなと、私そのように思っているんです。

ですから、もう少し力を入れて、何とかして住民の方に満足していただけるようなことを行政も考えてもらいたいと思うのですが、どうですか、もう少し何かお力を入れて国のほうにお願いできますか、もう一言お願いします。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） ただいま若泉議員からありましたとおり、私どもも道路はきれいに整備していきたいという言葉というか、考え方はありますので、悪い箇所につきましては早急に直して行きたいというのが私の気持ちでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 本当に今すぐに、来年度の予算につきそうもないということなので、これ以上やっても、これはしょうがないんですが、今度今井議員とタッグを組んで、これ1年以内にやりたいと思います。その辺は今井議員も了解してくれると思いますから、

そういうことで、町長、よろしくお願ひします。最後に一言、何とか努力しますということ、答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 努力はしてみます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町長、努力はしてみます、それはわかるんですよ。それは誰でもそういうふうに言うのはわかります。たださらに努力してくださいということなんです。これは幾らやってもこれ以上は無理ですから、鬼澤都市建設課長、町長、よろしくお願ひしたいと思います。この件はこれで終わります。

それでは2問目に移りたいと思います。自転車の保険についてお伺ひしたいと思います。

最近、自転車による交通事故のニュースが新聞、テレビ等で流れております。事故を起こした自転車は、ほとんど保険に入っておらず、被害者も加害者も困っております。保険に入っていれば精神面では解決できないが、補償の面では大いに助かることと思います。利根中の生徒は自転車通学ですので、万一交通事故を起こしたときのためにも保険に入るべきと思いますが、このことに対して伺ひたいと思います。

さらには、ここには書いていないですけども、小学生ともなりますと自転車に乗りますので、そういうところも後で聞きたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、若泉議員のご質問にお答えします。

本当に交通事故、自転車登下校に対していろいろな事故が起こっている状況であるかなと思います。

昨今の交通事情におきましては、さまざまな自転車に係る事故が起こっております。具体的には、生徒が交通安全や利用マナーに気をつけていながらも、不意の被害事故に遭遇してしまうこともあれば、一方で登下校や日常生活における生徒の自転車の運転が人身事故や物損事故等、加害事故につながってしまうこともあります。実際に他県においては、中学生の自転車に追突された方が亡くなられているという事例が報告されております。

登下校中の事故につきましては、学校管理下の事故として日本スポーツ振興センターから本人の治療費は給付されます。しかし、学校管理外の事故や加害事故の場合は、この保険が適用されません。そのため、自転車保険に加入していない生徒が加害者になってしまった場合、個人で対応せざるを得なくなってしまう。

このような現状の中で、現在、利根中学校では自転車通学を希望される生徒につきましては、万が一に備え、保護者の任意で自転車の保険へ加入をしていただけるように勧めている次第です。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今回、この自転車保険につきまして一般質問をやろうといった

考えが起きましたのは、まず、私、朝ちょうど通学する時間帯に私も車ではっきり言って動いているんです。それで生徒たちも、中には登校するのにちょっと時間が足りなくて焦りがあるのか、そうするととまるべきところもとまらない、私と3回ぐらいありました。接触はしていませんけれども、そういう危険な出来事が3回ぐらい今までありました。

そういうことで、私は学校のほうに行きまして、校長とも、そのことで行ったわけではないんですが、自転車保険はどうなんだろうということで校長と教頭と3人でいろいろ30分ぐらい話したんですが、確かにそうなんですよねと、入っていれば安心だということは言っていましたけれども、何か校長の話ですと、取手市ではある程度入っていると何か、そのように校長が言っていましたけれども、それははっきり私調べておりませんけれども、ただ、自転車というのは、皆さん結構安易に考えているんですよ。自転車で、例えば人に後遺症が残るような事故、また万が一のことがあって、その方が亡くなってしまった。そういうことになりますと、新聞とかテレビのニュースで流れておりますが、中には億の金もかかってしまうのですね。

そうしますと、自転車だからというわけにいかないんです。やはり事故をやってしまえば、自転車のほうか悪ければ、歩行者に対してぶつけて後遺症が残るようなけがさせたり、または万が一のことを起こした場合は、これは自転車の責任になってしまうんです。そうしますと相手からそれだけの請求が来ますね。最終的には裁判やっても何でも、負ければ、その金額は払わなければいけない。そのようになりますと、ぶつけられたほうは被害者です。しかし、ぶつけたほうも被害者になってしまうんですよ。

ですからここで保険に入っていれば、それは入っていればいいんだよ、乱暴に乗ってもいいんだよ、そういうことじゃないんですよ。一つのお守り、そういうことで保険は入るべきだなと思っているんです。

それで今回このように公の場所で、このことを問題にして質問しているわけなんです、ただ校長も言っていましたけれども、生徒を調べていないからわかりませんけれども、割合にしたら5割は入っていないと、せいぜい2割か、そんな程度なのかしらと、そういうことです。ですから入っていない方が多いわけです。

そういうところで、教育委員会のほうから、積極的に入ってくださいよ、先ほども入るようにとは言っていましたけれども、それをさらにさらに、ある程度強制とは言いませぬけれども、半強制ぐらいの感じで言っていけないと、なかなか入ってくれないのかなと思うのです。

その辺でよく学校側ともう一度教育委員会のほうで話を詰めて、各家庭の保護者にも入っていかれるようにしていったほうがいいのかと思うのですが、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 本当に若泉議員のおっしゃるとおりだと思います。利根町の児

児童のことを考えていただいて、交通事故の恐ろしさ、そういうものを含めておっしゃるとおり、昔は自転車に乗っているのは多分受け身というか、事故被害者になるケースがあったんですが、昨今では本当にある新聞などを見ますと、小学生が友達のことを自転車でつかけてしまって、ちょっと打ちどころが悪くて、今おっしゃられたように大きな損害賠償を強いられるということがあったそうです。

ですから、自分のことは自分で守るしかないんですが、加害、人のことも、事故を起こしてしまったようなときには十分保険に入るようなことを働きかけていかなければならないのかなと思います。

そこで、先ほどお話の中にもありましたように、中学生の自転車の保険の加害事故を起こしたときの保険についての割合なんですが、確かにおっしゃられるとおり任意でございますので、3分の1程度、これらも町のほうとか近隣の自転車屋のほうで、その保険はこういうふうになっているのかということで調べさせていただきました。自転車も車と同じように整備点検をしないと保険に入れないそうなんです。新車の場合、1年目の自転車についてはほとんどが点検を済ませて保険に入ってくれるんですが、2年目、3年目になるとだんだん行かなくなってくる、自転車屋に持って行って整備点検をしてもらって、この自転車は整備された自転車であるからということで、そこで保険に入るらしいんですけども、そういう手続がなかなか面倒くさいというか、そういうことでやっていないという状況もあって、現在の調査の段階では3分の1程度しか入っていない、本当にゆゆしきことかなと思います。

たくさんの児童生徒に、もちろん小学生も昨今自転車に乗る機会が多くなっておりますので、中学生に限らず、小学生に対してもきちんとした働きかけをして、学校を通じて委員会のほうからでもお願いという形で保険に入るように、ご家庭のほうに協力を依頼していく方向で考えております。本当にこれは自分だけの問題でなくて、相手の問題もありますので、十分にこれから進めさせていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 教育長も、私、この質問を出しましたから恐らく調べてくれたと思うのですが、私も調べましたけれども、確かにそうなんです。なぜ整備しなければいけないかというのは、皆さん、車をほとんどの方持っていますから当然だと思いますが、乗用車は2年に1回車検整備をやりますね。貨物は1年に1回やります。それを受けないと強制保険を受けられない、任意保険もそうなりますと整備不良では当然保険会社が受けませんので、そういうことなんです。

自転車も、例えばの話、ブレーキがきかない自転車に乗って保険に入れるということになりますと、保険会社はそれだけ事故の確率が高いんですから、保険会社だって企業ですから、なるべく整備をされた自転車で正しい乗り方をしてもらって事故がないようにということ、そういうことなんです。ですから、自転車の保険は一つのお守りって、そういう

考えで各家庭の保護者の方は思っただけであればいいのかなと思うのです。

車の場合は、いろいろ保険の料金も、高いのは3万円以上もありますし、相手方の事故だけだったら3万円以下で入れるし、いろいろありますけれども、自転車もそれに関して種類は何種類もあります。しかし大体平均して年間5,000円前後であれば、最大の補償2億円ぐらいは補償されるんです。教育長、調べたからわかると思いますけれども、もし万が一のことを起こしても2億円までの補償があれば、万が一事故を起こして加害者になったとしても、それは先ほど私、起こしたほうも被害者だよと言いましたけれども、それはならず済みます。ただ、精神面は残ります。これはある程度、人を傷つけてしまえば、私が、僕がああいう乗り方をして不注意で事故を起こしてしまったと、それで相手を傷つけてしまったと、そういう精神面は残りますけれども、金銭的には助かると思うのです。ですから、これはどうしても入るべきだなと思います。

私も利根中の3年生の孫が1人いるんです。それで即母親に聞いたんです。入っているのかと言ったら、入っていますと母親が言っていましたから、これは一安心だなという感じはしましたけれども、ただ、自分の孫が入っているからそれでいいんじゃないかと、利根中に通っている子供たち、その子供たち全てと言っていいほど入っていただきたいというのが私の考えであって、それには、学校は何とか理解してくれると思うのです。一番理解してくれないのは家庭なんですね。家庭の親御さんたちにどのように説得というか、お話をしたならば、これは入らなければしょうがないんだな、入っていないと危ないんだなという気持ちになってくれるのか、お金のかかることですが、年間を通じて5,000円くらいでしたら、ちょっと何か切り詰めれば最大の補償がそこでできるわけですから、そういう点も教育委員会としてもしっかりやってもらいたいと思うのですけれども、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それで、どこでもそうなんです、特に利根町は高齢者がどんどん多くなりますね、そうしますと自転車と高齢者の歩行者の方の事故に遭う確率が高くなると思うのです。ましてや、今は5時になれば暗いですから、そういう時になるとなおさら事故の起こる確率は高くなると思いますが、そういうことでぜひとも入ってもらいたい。

それで私たち、利根町でゲートボールというのをやっているんです。交通安全週間ゲートボール大会、これは町にお世話になり、取手の警察にお世話になり、そのときに必ず高齢者が多いんですよ。高齢者が多いですから、高齢者の皆さんにゲートボール大会をやったときには、必ず取手市の警察署のほうから婦警の方が2名来まして、交通安全講習会というものをお昼休みに約30分以上やります。それで高齢者に対して、事故に遭わないようにするにはどのようにしたらいいのか、そういうことを高齢者の方にお話していただいて、高齢者の方も真剣に聞いてくれます。

ただ、ゲートボールをやっている方の高齢者というのは、割かし元気なんです。はっきり言って、皆さんが思うように、高齢者だからといってよぼよぼとか、そういう歩き方

はしませんから、80歳を過ぎてもさっささっさ歩くような、そのくらいの元気ですから、ゲートボールをやっている方は事故に余り遭わなくても、また敏感ですから、済むのかなと思います。ゲートボールやって、またグラウンドゴルフやっている方も多にいますけれども、それでなくても高齢者というのは利根町には結構いますから、そういう点も子供たちにもよく注意してもらって、事故に遭わないようにしてもらいたいと思います。

中学校のほうはそうなのですが、それで一つお聞きしたいのは、保護者の方に理解してもらうのは一番なんですけれども、今現在、教育長または学校教育課長でもいいですから、どのようにやっていったらいいと思いますか、それを伺いたいなと思います。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 本当にご指摘のとおり、家庭の保護者の方が保険に入ってくれなければ、これ無理なので、保護者の方への説明ということも重々、文書等を含めてやりたいと思うのですが、まずは子供を使ってという言い方は失礼かもしれませんが、子供に事故の危険さというか、大変さを身にしみて、例えば具体的に言いますと、交通安全教室などで自転車の乗り方などを教室でやります。そのときにもし自分がそういう加害者になってしまったら大変なことになるんだということを、子供たちに十分理解させて、お父さん、お母さん、こんなこともし僕がやっちゃったら大変なことになっちゃうんだよと、保護者の方を、お父さん、お母さんを動かす、そういう働きかけてもしていきたい。

もちろん中学校のほうでもいろいろなビデオとか教材とかを見せて、授業の中で交通安全の大事さ、そして今現状を鑑みて、加害者になってしまったとき大変な損害をこうむるようなことになってしまうんだということを含めて、ちょっとお金大変かもしれないけど、入ってくれないかと、子供たちを通じて保護者の方に伝えてもらったりとか、そういう働きかけをしていきたいとともに、我々教育委員会としましても、保護者向けのそういう事例を含めた通知とかも、今後出していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 本当は教育長も真剣に考えていただいてありがたいなと思います。

今、教育長が言っていましたけれども、まずは子供たちに自転車の乗り方、交通事故を起こさない安全な乗り方、そういうことも植えつける。それは本当に大切なことです。

子供から親御さんに、自分の親たちに、学校でも教育委員会でもこのように言われたんだよ、だからお母さん、お父さん、保険は入ったほうがいいよと、子供たちから言っただけのような、そういう教え方をすると、親たちは素直になってくれると思うのです。そういうことはぜひとも1回と言わず、2回と言わず、やっていただいて、できるならば本当に自転車通学している利根中の生徒、それから、小学生は自転車通学というのはありませんけれども、大体2年生あたりになったら100%自転車に乗ると思うのです。それも登校下校の事故だけを考えないで、自分の生活の中の自転車ですから、そういうことに遭

わないように、ぜひとも教育委員会としては小学生、それに対しても各学校の校長とよく話し合っ、自転車事故に遭わないように、それで子供たちにそういうことを教えてあげ、さらには親御さんが保険に入るべきだなど、そのように言っていただけるような教え方をしてもらいたいと思う。

一つの提案なんです、年度初めに入学式がありますね、そのときに小学校でも中学校でも必ずPTA総会とか何かあると思うのです。そのときに各校長からそういう話も、保護者の皆さん集まっていますから、その中でそういう話をしていただければなお広まるのかな、これは保護者に対してですが、そう思うのですけれども、私の考えなんです、そういう考えはどうでしょうか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 本当におっしゃるとおりだと思います。

今後早急に各校長先生方に、今、若泉議員がおっしゃられたことを十分にお話をして、来年度のPTA総会で保護者の方が集まった折に、交通安全の大切さを十分にわかっていただい、その上で自転車保険にも入るように働きかけていただくように仕向けていきたいと思ひます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、利根町は死亡ゼロ、町長、何日になりますか。

○町長（遠山 務君） 2,300日ぐらいかな。

○10番（若泉昌寿君） 茨城県下でもトップなんでしょう。

○町長（遠山 務君） そうです。

○10番（若泉昌寿君） そうですよね。ですから、利根町は交通事故に関しては、町長初め皆さん町民も交通事故は起こさないように、そういう考えを十二分に持っていますので、ぜひとも、中学生初め子供たちが事故に遭わないじゃなくて、起こさないように、そういう指導をぜひともお願いしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時05分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者、11番五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番（五十嵐辰雄君） 6番通告、11番五十嵐辰雄でございます。

大きく分けて3点について質問いたします。

まず1番ですが、利根町人口ビジョンと利根町総合戦略の策定状況についてお尋ねします。

新聞報道によると、茨城県は地方創生に向けて、今後5年間に取り組む政策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略を決定し、人口の将来推計を示す人口ビジョンとともに内閣府に提出いたしました。総合戦略は、人口減少を抑制するために雇用創出や若者の結婚・子育ての希望をかなえる四つの基本目標を掲げ、その推進のために5項目の基本方針を立てました。数値目標は雇用創出が累計1万人、工業立地件数が毎年50件、合計特殊出生率を2014年の1.43から増加させるという目標でございます。

人口ビジョンにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所が2060年に茨城県は190万人まで減少し、という推計でございます。そこで茨城県は、合計特殊出生率の上昇や人口移動率の回復により減少を極力抑え、2060年には223万人という見通しを立てました。当然、本町におかれましても、この茨城県の地方創生の施策を基本に次のことをお尋ねいたします。

先ほども新井滄吉議員から、地方創生の策定については丸投げという話がありましたけれども、利根町といたしましては十分に町長が本部長で底辺から積み上げて、議論して策定ができることを願っております。そこで、1,000万円を超えるコンサルタントの委託費でございますが、それについてジャパン総研に委託して現在進めている利根町総合戦略策定業務について、既に今年度も上半期を過ぎてしまいました。現在、いい方向を目指すように鋭意努力していると思います。今、町民はこの地方創生について一番関心を持っております。できたものを、よくできたなんて、印刷物をオールカラーで町民に各戸配布したのではだめでございます。やはり実のある、本当に実効性が伴う地方創生の策定の成果品を町民に配って、よかったという感動と感銘を与えるようなものをつくってほしいと思います。

そこで、町長は役場の幹部会、議会に報告とか、いろいろな各アンケート、全てを網羅してやっていると言いますけれども、インターネットもいいけれども、ここで中間的な報告として全ての町民を対象に通知を出して、公民館等において広く生の意見を聞くというスタンスがあってほしいと思いますけれども、町長はこれから、これ来年3月で終わってしまうんですね。ですから、町民に来てもらって、公民館とかそこらで中間報告会を開催しいろいろな意見を聞くような現場の声、そういった方向性についての予定があるかないかをお尋ねします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

利根町総合戦略策定業務について、中間報告会を開催する予定についてのご質問でござ

いますが、パブリックコメントを実施する予定でございますので、中間報告会を開催する予定はございません。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 今、町長の答弁は非常に簡略、簡明で、誰もが十分に理解しました。開催する予定はないと、執行部の最高責任者がそういう答弁では、私も落胆しました。もう少し血の通った、町長は町のトップですから、町民の声など相当耳に入ると思うのですけれども、町民からの生の声はないと思うのですが。

そこで、今期定例会の12月8日開会の冒頭で、地方創生について、町長は、私メモしたんですけれども、役場の幹部職員により協議をしまして、それから、町民代表からなる協議会の開催、これは20名だそうですね、これは公募とか何かで選んだいろいろな団体とか、そういった有識者20名による会議が4回、それから、議会でもコンサルタントに来てもらって議員も説明を受けました。

その説明でも時間は1時間半ぐらいで2回やったんですけれども、ほとんどしゃべっている時間です。新井議員おっしゃるように、とんとんと水を流すように学識のあるコンサルタントが原稿をただ読んでいますね。そうですよ、原稿を読むしかないね、利根町のためだから、わからないもの、実際に。新井議員もおっしゃるように、2回受けました。ほとんど原稿をうまく読んでいますね。1時間ぐらいずつ原稿を読んでいました。議員のほうも、私も勉強不足で質問とか質疑はやらなかったんですけれども、やはり主体性は7割ぐらい、コンサルタントのプロが説明しました。利根町の総合計画、そういったものを羅列したに過ぎません。

そしてパブリックコメント、これは国でもやっていますね。これ本当に名前がいいですよ。パブリックコメント、これはインターネットのホームページに出しますね。ところで利根町でも何回かやりました。二、三回やったことがあるんですけれども、意見の寄せられた件数は非常に少ないですね。どのくらいありましたか、二、三の例をひとつお示しください。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 過去の意見の件数というのは、ちょっと手元に資料がないんですけれども、利根町で今実施しておりますパブリックコメントにつきましては、インターネットのみではなくて、役場、生涯学習センター、図書館等公共施設に紙媒体で置きまして、その周知も回覧で行っております。そういう形で町民の意見を吸い上げるような形でパブリックコメントを実施しております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 清水企画財政課長は現場の課長として、これ通告になかったんですけれども、多分当初、それから、パブリックコメントの意見回答、これは件数はわずかですよ。数えるぐらいしかありません。これは全国的に国でも都道府県でも市町村で

も、どこでも本当にわずかです。なかなかコメントを寄せる人は少ないと思うのです。これで町民の意見を集約ということは非常に冒険と危険がありますね。

再三申し上げますけれども、やはり1回ぐらいは地方創生、これは石破大臣がやっていますけれども、最近、地方創生も一億総活躍社会というのが出ましたので、ちょっと地方創生もここでメッキがはがれたような気がしますけれども、そういうきらいはないでしょうか。

町長、やる気がないのでは、これしようがないね。本当に困りましたね。考えがちょっとグラッときた点はないでしょうか。もう一度お伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほど清水企画財政課長が答弁したとおり、今の予定では12月末か1月初旬に、パブリックコメントが実施できるよう事務を進めているところでございます。

パブリックコメントの実施予定期間は約1カ月間、町ホームページのほか、今予定しているのは、役場、図書館、生涯学習センターを紙媒体でやるということで計画をしているところでございます。

それと五十嵐議員個人でおっしゃってございましたけれども、一番残念なのは、議会で説明したときに、議員の皆様などから特に計画についていろいろな意見が出なかったということが非常に残念に思っているところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 今、議会は議員と執行部とは反問権がございますので、大いに活発な議論を戦ったほうがいいと思うのですよ。私も議員として2回伺いました。確かに議員の皆様方からも時間的な制約はあった中ですから、ちょっと発言が足りなかったような、自分みずから反省しております。それは認めます。

確かに総合戦略、これは人口が減少社会、子供が少ないと、そういう時代的背景で人口の奪い合いでございます、奪い合い。ですから地域の特性に即した地域の課題というものをよく読み砕いてやらないと、利根町の行く方向が軌道を間違ってしまう。地方への新しい流れ、これをつかまないと、利根町もだんだん衰退してしまいます。

確かに国がおっしゃるように、一億総活躍社会、これはなかなか厳しいと思うのですが、国の政策ですから、うまく補助金とか何かをもらってやったほうがいいと思うのです。

次にまいります。今度は2番でございますが、通告しました人口ビジョンについて、人口推計の裏づけと積算でございますが、私も何回か議会で質問しましたがけれども、日本創成会議の資料が大分全国的にこれが議論になりまして、地方創生ということが発案されました。これがなかったならば、日本の減少社会とか将来の消滅市町村という言葉は出なかったんですね。この日本創成会議が発端で今の少子高齢化、人口減少社会ということに取

り組んだわけでございます。そこで、人口ビジョンと利根町の人口推計、これについて概略をお答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 人口ビジョンと人口推計の裏づけと積算についてというご質問でございますが、その前に、全協で時間の制約は設けませんでしたので。

国の長期ビジョンにおきましては、合計特殊出生率を2030年に1.8、さらに2040年に人口置換水準である2.07に上昇させると、2060年の人口は約1億2,000万人となり、長期的には9,000万人程度で安定的に推移するものとしているところであります。

町の人口ビジョンにつきましては、10月16日開催の議会全員協議会で利根町人口ビジョン素案を提示させていただいておりますが、その後、開催されました推進協議会のご意見を踏まえまして、町独自の人口推計を修正させていただいております。

この修正後の人口ビジョンにつきましては、本議会定例会終了後に、全員協議会を開いていただいで説明する予定でございます。

その修正いたしました人口推計でございますが、二つのパターンを設定しております。一つ目は、ただいま申し上げました国に準じたパターン、二つ目はアンケート調査結果から算出された町民の希望出生率2.02を2030年に、人口置換水準である2.07を2040年に設定するものであります。

国に準じた推計では、2040年に1万2,728人、2060年には1万281人となっております。また、二つ目の町民の希望出生率を考慮した場合には、2040年に1万2,895人、2060年に1万507人という人口推計になってございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 非常に町長に託する行政ですが、前途洋々として明るい方向でございます。日本創成会議の資料では、利根町は消滅市町村ということ、これを完全に町長の今の答弁で打ち消しました。非常に生きがいを持った明るい未来が利根町は開かれています。

3番でございますが、付加価値を高める新産業の創出こそが、町の持続的な発展の不可欠な要素であります。立地可能な土地に6次産業のビジネスを育成する考えについてお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 6次産業のビジネスを育成する考えについてのご質問にお答えいたします。

町の総合戦略におきまして、農産物の付加価値を高めるため、町で生産するお米や野菜などの6次産業化への取り組みを行うことを基本的な方向の中に記載しております。具体的には、6次産業推進事業といたしまして、町内産農産物、お米や野菜などではありますが、これらを活用した6次産業化に向けた研究、また商品開発への支援を行っていきたくと考

えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 次にまいります。今度は通告の4番でございますが、地方創生策は、各地方自治体に地方版総合戦略の提出を求め、その評価によって地方交付税に差をつけると、そうっております。今の各市町村でも国のほうに先を争って地方創生のいいものを国のほうへ出していると思いますが、利根町では何か国のほうへ率先して提出された事案はございますでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 町の特性を生かした政策の提言ということでございますが、私は以前から子育て環境県下一を目指して政策を進めてきたところでございます。今回の町総合戦略を策定するに当たりまして、これは一貫しているところでございまして、子育て支援を総合戦略の核として、六つの基本目標を設定した中の1番目に「とことん子育て応援」を掲げております。

子供の保育、居場所の拡充や子育て世代に対する経済的支援のほか、子育て世代が暮らしやすい環境づくりの充実を図り、「とことん子育て応援」を実行していくべきと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 確かに、今、町長がおっしゃるように、小さい市町村で、茨城県の中でも12の町村がございまして、その中で利根町を選定されまして九州の御船町、石巻市、福島県のほうからも、ここ10月ごろから3自治体から視察に参りました。やはりインターネット、いろいろな情報から利根町を選んでもらって、町長がおっしゃるような施策が大分浸透しております。これはいいことでございます。

また、12月の今月下旬にももう1町村が利根町に来ると伺っています。だんだんそういったものが地について、各地区に利根町のよさがPRできますことを期待しております。

次でございますが、TPP関係ですが、TPP大筋合意いたしましたので、それに関連した総合農政についてお尋ねします。

農業の未来は平均年齢の高齢者が支えております。まさに危機的な状況でございます。世界的には人口の増加、戦乱、異常気象により食糧の絶対量の不足が懸念されています。食料自給率は40%を割る危機的な状況でございます。TPP交渉の大筋合意により生産性の低い日本の農業は危機に直面するかもしれません。食糧の安定確保には、若者にとって魅力ある農業にしなければ離農者が増加します。そこで次のことをお尋ねします。

町の基幹産業である総合農政についてお尋ねしますが、農業新時代の主眼点を置く農政をお知らせください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

政府は環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の大筋合意に関連して、国内対策をまとめ政策大綱を決定したところであります。当町における主要作物である米に関しては、重要５項目に位置づけられ、ＴＰＰで輸入米がふえた分だけ政府が備蓄米の買い上げをふやし、米価の下落を防ぐ対策をとると言っております。

当町においては、総合振興計画及び現在作成中の総合戦略を基本として生産基盤の整備を推進し、持続的な農村基盤の向上に努め、経営の安定と作業の省力化を推進するための補助事業等を活用し、経営の近代化に向けた取り組みを支援していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○１１番（五十嵐辰雄君） 町長の答弁に関連しますけれども、ちょっとここで日本の農業どうあるかということ、世界的な視点から参考までに申し上げます。

最近の農林水産省の統計資料ですが、各国の農地面積の比較を申し上げます。これは平均的な経営面積でございます。日本でございますが2.27ヘクタール、アメリカ169.6ヘクタール、EUヨーロッパ共同体14.1ヘクタール、何とオーストラリアは2,970.4ヘクタール、相当世界的な格差があります。この中で日本の農業をどうするか、特に米づくりですね、これが英知を出してやらないとなかなか競争に負けてしまいます。

日本とアメリカでは国土の条件が違います。アメリカは国土が日本の何十倍ですね、人間が住める可住面積、これは国土の75.3%あります。それに対して日本の可住面積は33.6%、農地が大規模であるほど生産性は上がります。日本は農地を開くには耕作放棄地をどうするかは別問題で、やはり山脈でも削らなければ農地ができません。絶対的な条件が悪いから、その中で生産性の高いもの、世界に冠たる農産物をつくらなければ、アメリカとかEU、オーストラリアには勝てませんので、ひとつ農業の開拓について英知を出してください。

それから、大型機械の導入がありますけれども、やはり生産性を上げるには圃場、田んぼ、畑、それがなければ幾ら大型機械を買っても生産性は上がりません。世界に太刀打ちするには相当な努力が必要でございます。

それから、農業の人口でございますが、農業センサス、これはなかなか聞きなれないものでございますが、商業統計、工業統計、国勢調査がありますが、農業だけは農業センサスと申しまして農業統計と言っていないんです。ただ、こういった資料を活用しなければだめです。

農林水産省が11月27日に発表した2015年の農業センサスですが、農業就業人口は209万人です。これは5年に1回でございますが、2010年の前回調査より51万6,000人減少しました。200万人を割るような段階です。何と平均年齢は66.3歳でございます。それから、耕作放棄地、これも大体富山県の面積に匹敵するという資料でございます。

利根町の現状もこれと余り変わらないと思うのです。そういう点について町長の考え方を

お尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 利根町の農業で一番危惧されているのは、要するに後継者がいない、二つ目は農業従事者の平均年齢、今おっしゃったように、国のほうは66.2歳、県はそれより何ポイントか高いです。県よりうちのほうは3ポイント高い、もう70歳を超えているということがあります。

後継者を育てないと、これから耕作放棄地もどんどんふえていくということでございますけれども、幸いなことに、利根町は耕作放棄地は44市町村の中で、今のところ河内町に次いで少ないということで、何とか後継者を育て上げなければならないと思っておりますし、後継者がいなければ、さらに今、耕作放棄地は3.9%ぐらいなんですけれども、これがどんどん上がっていきたくらうと考えているところでございます。

そういう点では、今答弁したようなことに力を入れて農業政策をやっていききたい、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 確かに町長のおっしゃるとおりが町の現状でございます。

私はここで農業の現状、現在の農業、それから、これからの農業、個人経営ですね、それと今の商店街、これについて比較して検証してみます。これは参考になりますよ。農業の実態というのが、今の商店街と同じようになっちゃいますから。

これまでの小売業、個人商店、卸売業もしかりでございますが、小売業の商店街は自然淘汰でございます。これは全国的に自然淘汰されました。昭和40年代から始まったスーパーマーケット、これはダイエーが一番でございます。中内 功さんのダイエー、これがスーパーの第1号でございます。しかしダイエーも今はありませんけれども、スーパーマーケットの出現が店舗が急増して各地区でスーパーマーケット、大規模小売店の出店の反対運動が盛り上がりました。そこで、国のほうではこういった世論を踏まえて百貨店法を改正しました。改正して、これは法文でございますが、その当時、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律、いわゆる大店舗法、これが施行されて、商工会、それから、行政、消費者代表で小売商業調整協議会ができていろいろ審議して、大規模小売店舗法は、それが網にかかって、この地区にはこのくらいの店舗ならいいでしょうと、当時、売り場面積が500平米から1,500平米と1,500平米以上という二つの規制をかけました。しかし次第にこれが規制が弱まって、大規模小売店舗法は変わりました。

今は大規模小売店舗立地法に変わりました。これは反対できないんです。出店した場合に、交通動線とか騒音とか、そういった立地環境を整備すれば店舗規制はできないと変わりました。ですから各地区にジャスコとか何かできました。これは全国制覇でございます。全く今は野放しで大規模小売店舗ができました。抑えつかないんですね。

その結果、各地方では、利根町しかり、龍ヶ崎市しかり、県道とか国道とか道路沿いに

発展した自然発生的な路面商店街というのが、今は車社会には対応できなくて、ほとんどみんなおやめになりました。空き店舗、シャッター通りです。過去の商店街のにぎわいというのはどこに行ったのか。

私たち子供のころは、利根町の地蔵市とか祇園とか、布川の町へ買い物に行くのが楽しみでした。ちょうど農作業を終わって米を売ってお金が入ると布川の町へ行って、老舗のどこと屋さんとかで反物など買ったものですね。今はそういうのがなくなっちゃったですね。ですから、利根町の商店街しかり、みんな廃業です。

そこで困ったことは、日用品とか買回り品はほとんど地元では買えないです。大資本の寡占でございます。大資本の寡占です。そして歩いて買い物に行った、にぎわいのある商店街まで行けなくて買い物難民が発生しました。そしてまた、地方にあった各集落にあった商店、これは廃業です。

コンビニエンスストアが全国的に制覇を狙っています。いよいよ四国のほうにも出店されてきて、近い将来は商店街というのは大資本による大型集積、アウトレット、それから、ジャスコとかコンビニエンスストア、これに支配されます。

戦後70年を期して、これから日本は変わります。ですから、町長、やはり今の状態ですと、今度の農地法の改正もありますけれども、商店街の二の足を踏んだようなところになるんじゃないかと思うのです。平均年齢65歳ですよ、大体退職して、65歳という体力の限界に近いですね。恐らくこの商店街しかり、農家の形態もそうになってしまうと思うのですけれども、これは予測ですが。

もはや戦後ではないと言いますけれども、70年を期して、その前に各地区に、各都道府県の中にも大地主、昔、殿様のような大地主がありました。名前は伏せますけれども、岡山県の巨大地主、これは1,800ヘクタール、すごいね、それから、山形県の大地主1,750ヘクタール、そしてこれではまずいということで、特にGHQ、皆さんは若いからGHQはわからないと思うのですけれども、この命令で日本の財閥解体、それから、農地改革、これは自作農創設特別措置法がありまして、農地解放、財閥解体、今の東大の安田講堂は昔の安田財閥のものでありますから、社会体制は一遍しました。この農業については、農地法の改正でいろいろ変わりました。また戦前のような巨大地主、せっかくやった農地改革がまたもとに戻って、農地の集約とか集積で各地区にすごい地主が発生するという懸念があります。

それから、商業についても申しましたけれども、あと卸売業についても、家電製品も町の電気屋が全部廃業ですね。大資本の大規模な家電製品の店が出てきまして、ほとんど廃業です。

日本も、農地しかり、商業、工業しかり、大資本による寡占、独占の形態がまだあらわれると思うのですけれども、これは余り答弁の必要はないと思うので、次にまいります。

今度は3番の農業委員会の関係ですが、2015年の国会で農政改革が行われました。農政

改革、これは農業協同組合法の改正と同時に農業委員会等に関する法律と農地法の法律が変わりました。

農業委員会の公選制を廃止し、農業委員は農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進等に関し、その職務を適切に行うことのできる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命すると。新法は来年の4月から施行ですが、現在の農業委員会というのは、先ほど申しましたけれども、農地改革を実行したのは農業委員会です。その当時は農地委員会と申しました。農地委員会がメンバーの中心になって農地改革をやりました。これは各地区の行政委員会でございます。現在の農業委員会というのは、農地の転用の制限、農地法の精神にのっとり農地として維持することが農業委員会の役目でございます。

そこで①ですが、平成28年4月から施行されます農業委員会の業務についての内容をお尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

農業委員会等に関する法律の改正について、農業委員会の業務ということでございますけれども、平成27年9月4日に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が公布され、その中で改正されているところであります。改正された農業委員会等に関する法律は、議員おっしゃるとおり、平成28年4月1日から施行され、改正の主な点は大きく分けて次の4点でございます。

まず1点目は、農業委員の選出方法を公選法から町長の任命制に変更されたこと。2点目は、農業委員の過般は認定農業者とする規定が設定されたこと。3点目は、農地利用最適化推進委員が設置されたこと。4点目は、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出が義務づけられたこと。

それでは、農業委員会の義務、業務の内容についてのご質問を引き続きお答えいたします。

農業委員会の義務については、農業委員会は農地法を初め、農業に関する業務の履行及び遵守であります。また、業務につきましても、法第6条に記載されております所掌事務を処理するというところでございます。

義務、業務については以上でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） ただいま町長からの農業委員会の義務、業務ですが、簡潔にわかりやすくよく理解いたしました。

次に、今度は（2）でございますが、今度の大事な農業委員の中にあります委員でございますが、農地利用最適化推進委員の選出について、これについては今期定例会の議案である議案第63号で農業委員の定数が8名と農地利用最適化推進委員が12名と、そこで農地利用最適化推進委員の業務ですが、どういう業務をやるか、それについてお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、農地利用最適化推進委員の選出方法と業務ということ
でよろしいですか。

改正農委法と略して言わせてもらいますが、改正農委法により新たに農地利用最適化推
進委員が創設されました。これは、現場活動を行うため主に合議体としての意思決定を行
う農業委員とは別な組織でございます。

まず選出方法については、農業委員会が定める四つの区域、利根町の場合は文地区、文
間地区、東文間地区、布川地区ということでございますが、その四つの区域ごとに町内の
農業者等からの推薦、募集を1カ月間行い、農業委員会が委嘱するものであります。

次に、業務ということでございますが、主に農地利用の集積・集約化の推進及び耕作放
棄地の発生防止と解消の推進が主な業務でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） わかりました。

次に時間の関係で次にまいります。3番ですが、この農業委員の選出でございますが、
この農業委員になる要件ですが、住所でございますが、これは利根町に住所があることと
かいろいろありますけれども、今までの農業委員というのは公選でございますして、選挙人
名簿に搭載してある方でございます。新法では農業委員になる資格、その住所要件ですが、
どういう要件がございますでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 住所要件については、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えをいたします。

今回の改正によりまして、農業委員の選出をするということに当たりましての推薦され
る方の住所要件については、法には何ら規定はございません。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） ですから農業委員は住所要件は、利根町に住民票がなくても
いいと、そうですね。

あと関連しますけれども、最適化推進委員、これも住所要件はありましようか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） 住所要件の規定はございません。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そうしますと、これは農業に関係するとか、そういった農業
の知識とか何かは必要があるんでしょうか。何人かはその範囲があると思うのですけれど
も。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） すみません、先ほどの推進委員に関しましては、失礼いたしました。訂正させていただきます。

住所要件、これは先ほど町長が説明したように、文間、東文間、布川、文というところで、その地区からの推薦ということになりますので、住所要件はあるということになります。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） よくわかりました。ですから、農業委員というのは住所要件がないということですね。

それから、（4）番ですが、今度は法改正、これは農業委員会とか農地法の改正がありますので、これに関連する町のほうでは、条例があつて、当然条例施行には規則とか規約とか要綱、要領があると思うのですが、こういったものの改正についてはいつごろを予定しておりますか。これは告示ですが、改正告示はいつごろ告示されますか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する規則を今作成している段階でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 今度大幅に変わったので、なるべく速やかに規則が町長の決裁において早めに告示して、農業関係者には早く周知を図ったほうがいいと思うのです。

ここで農地法の改正で、今現在、農業生産法人という名前と呼ばれていますが、今度農業生産法人から新しい法人の名称に変わりますけれども、何という名称になるのでしょうか。名称についてお答えください。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えをいたします。

現在、農業生産法人という名称が、改正後は農地所有適格法人という名前になります。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 今の経済課長のご答弁ですと、農地所有適格法人ですが、この適格法人という法人の実態ですが、これは法人ですから株式会社ですね。今は有限というのはありませんから、あとNPO法人とか合同会社、合資会社等ありますけれども、この法人の範囲はどの辺の範囲を言いますか。やはりこれ法人に対しては農地を取得する場合は農業委員会の許認可だと思うのです。これからですけれども、新法の施行は4月からですから、どういう法人を国のほうでは規定しておりますか、もしわかればお答えください。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それでは、法人の形態ですけれども、株式会社は非公開会社に限りましてなることができます。それから、持ち分会社または農事組合法人、これらが

農業生産法人になれることになっております。

今回の法改正におきましては、その辺は改正はされておりません。ただし、構成委員の議決要件とか役員要件、そちらのほうは改正になっております。

それから、一番大事な話は、事業要件がございまして、売上高の過半、これが農業での収入ということが規定されております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そうしますと、売り上げについてはわかりましたけれども、非公開会社ですが、これ株式の譲渡については内部で決まると思うのですが、この場合、外国資本などは株主になれるのでしょうか。利根町は各地区で農業法人も外資が大分入ってきておりますけれども、これから利根町も外資系のそういった参入というのが懸念されますけれども、いかがでしょうか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） お答えいたします。

今の法人形態に合致すれば外国資本でも入ることはできると考えますが。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 経済課長、利根町の町有地6.2ヘクタール、あそこを太陽光発電のシャープに貸しましたよね。あれは合同会社と言うんだよね。これ株式会社ではないんですよ。今そういう新しい会社形態が多うございまして、株式というのはいいけれども、今、合同会社もかなり日本でも有名な、著名な企業が合同会社をつくっていますので、そういう会社もこれから参入がされると思いますので、では外資でも法の範囲内では外資系の株主も存在すると、そう理解できますね。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） そういうことになろうかと思えます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 最後で今度は6番ですが、農業協同組合法が変わりましたね。大転換ですね。ちょうど農業協同組合法が変わったとき大分国会でも議論されましたけれども、ちょうどあのときは集団的自衛権のほうに力が注がれまして、万歳会長が幾らか防戦したんですが、農協の法は変わりました。農協が変わって、これから役場でも農業行政上、農協に相談とか指導、育成とかということはなかなかできないんですね。これは特殊な、今度変わりましたから、国のコントロールが外れましたので、これから役場と農協の関係ですが、いろいろ農業行政上、農協にお願いするところが多かったんですけれども、これからの形態はどのようにお考えでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 農業協同組合法の改正により町の農業行政との関係が変わるということはございません。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

以上で2日間にわたり行われました通告による一般質問を終了いたします。

○議長（井原正光君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす12月11日から12月13日までの3日間は、委員会付託審査及び議案調査のため休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす12月11日から12月13日までの3日間は、委員会付託審査及び議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は12月14日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時02分散会